不在者投票の請求方法について

1　「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項をもれなく記入し、榛東村選挙管理委員会に持参、または郵送により提出してください（**FAX、E-mailによる提出はできません。**）。

2　「不在者投票宣誓書・請求書」の記入にあたっては、以下の事項に注意してください。
○印刷する際、用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とします。
○**選挙人本人が自書**してください。
○「滞在地の住所（送付先住所）」欄は、確実に郵便物が届くよう、**建物名や部屋番号**まで記載してください。
○記載内容の確認等を行わせていただく場合がありますので、「電話」欄には、**確実に連絡がとれる電話番号**（携帯電話番号可）**を必ず記載**してください。
○「選挙人名簿に記載されている住所」欄は、原則住民登録のある榛東村の住所となります。

3　提出されました「不在者投票宣誓書・請求書」の内容を確認し、選挙人名簿登録を確認できましたら、宣誓書に記載された滞在地の住所へ「投票用紙」「不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）」「不在者投票証明書」（以下「投票用紙等」といいます。）を速達・簡易書留により郵送します。
　なお、当該選挙について無投票となった場合、その選挙に関しての投票用紙等の送付は行いません。

　不在者投票ができる期間は、以下のとおりです。

群馬県知事選挙及び第25回参議院議員通常選挙
令和元年７月５日（金）～２０日（土）
※　不在者投票の請求は７月１７日（水）を目安に行ってください。場合によって、投票が間に合わなくなる可能性があります。

その他ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

榛東村選挙管理委員会
〒370-3593　群馬県北群馬郡榛東村大字新井７９０番地１
電　話：0279-54-2211　内線（251・254）
ＦＡＸ：0279-54-8225